

# 地方財政

財務省

2023年10月4日

# 1. 地方財政の現状

## 2. 地方財政の課題

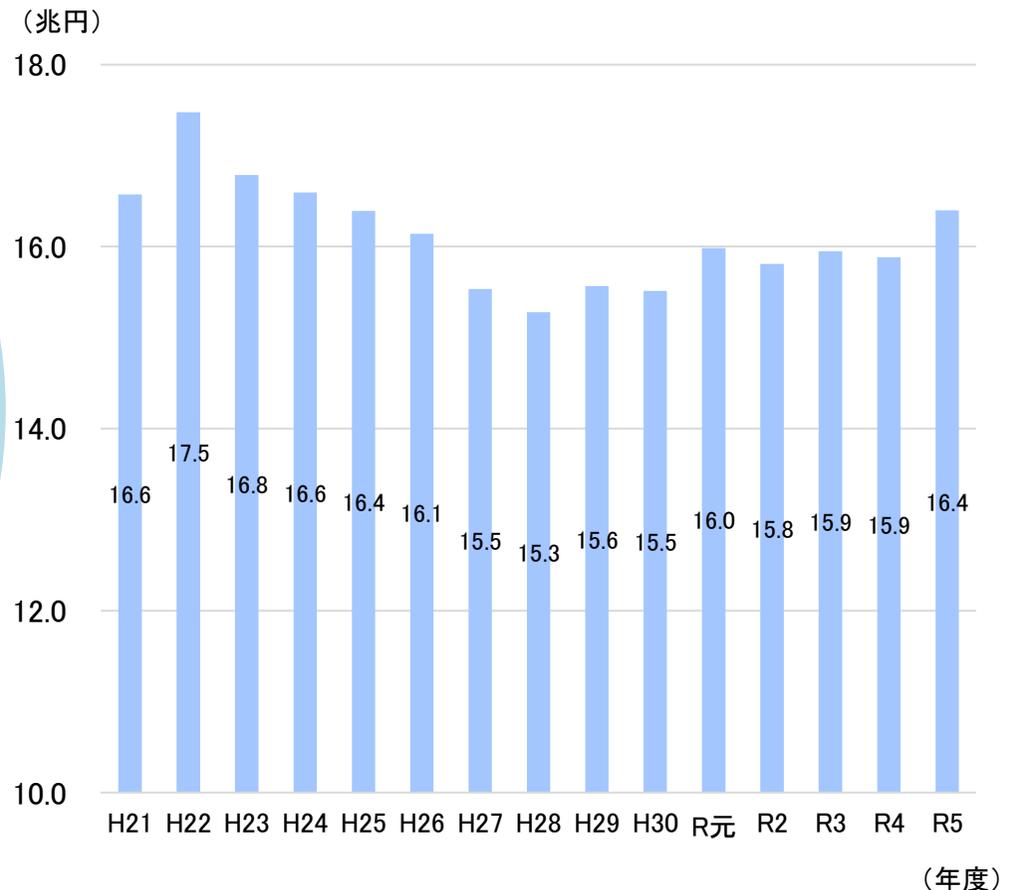
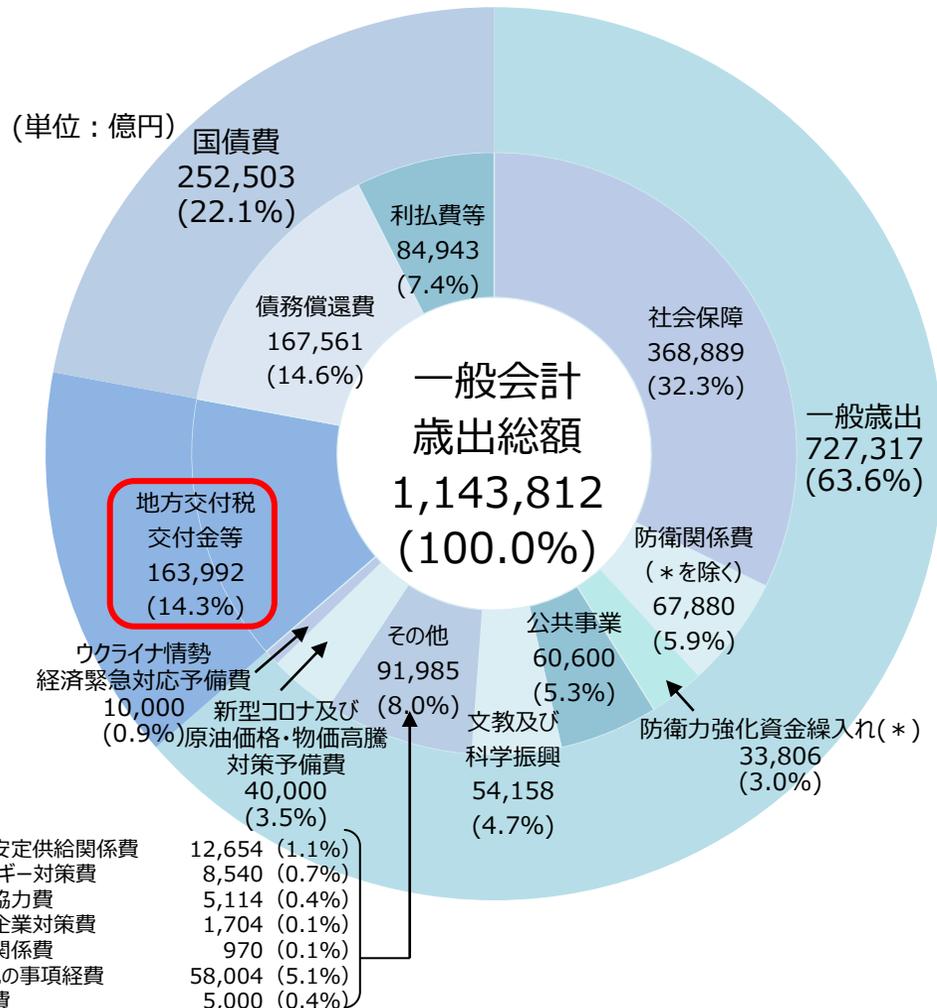
- (1) 令和6年度総務省要求（仮試算）の概要
- (2) 自治体DXの推進
- (3) こども・子育て政策の強化と地方財政
- (4) 地方税収等の計上の適正化
- (5) ふるさと納税

# 令和5年度予算における地方交付税交付金等

○ 地方交付税交付金等（地方交付税交付金＋地方特例交付金）は、国の政策的経費（基礎的財政収支対象経費）の中で2番目に大きい16.4兆円となっている。

＜令和5年度 一般会計歳出の構成＞

＜地方交付税交付金等（一般会計ベース）の推移＞



(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

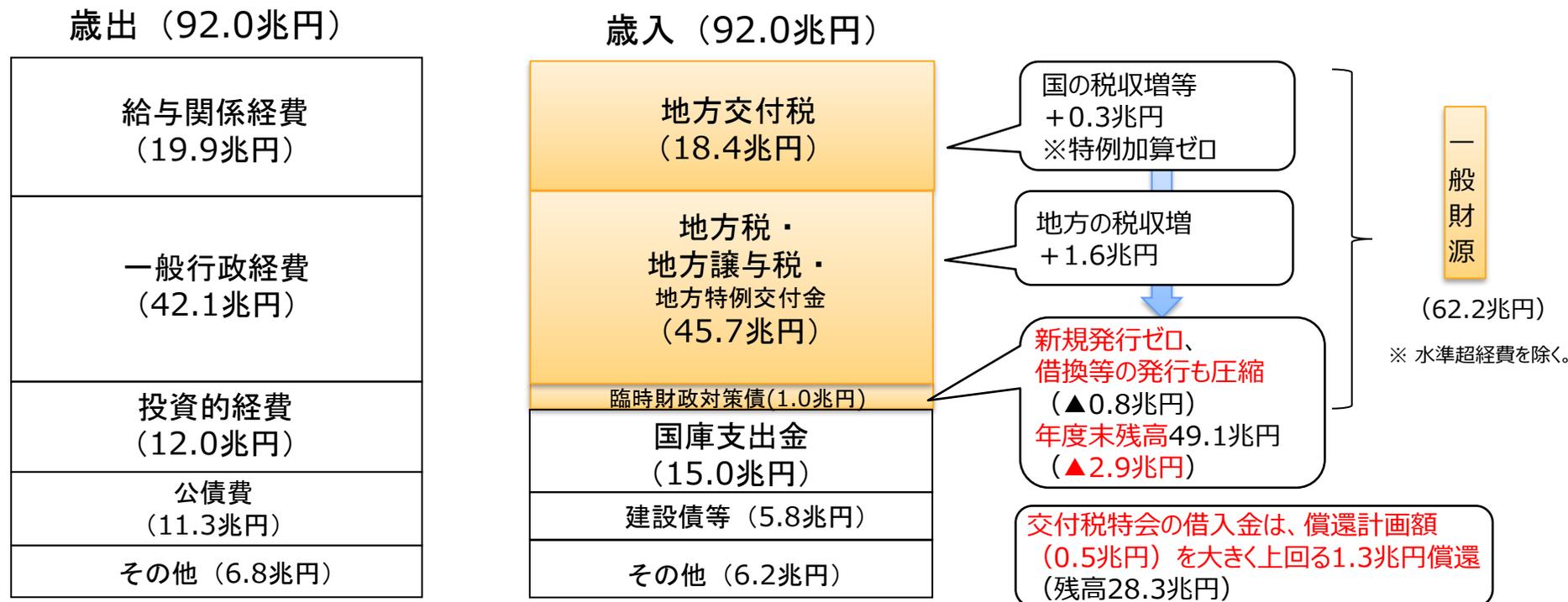
# 令和5年度地方財政計画

- 地方交付税総額については、財源不足に関する国・地方の折半ルール（注）と、一般財源総額実質同水準ルールに基づいて算定が行われている。

（注）地方交付税の法定率分等で不足する財源を、特例加算（国）と臨時財政対策債（地方）により折半で負担。

- 令和5年度においては、国・地方の税収増により、前年度に引き続き折半対象財源不足が発生しなかったことから、臨時財政対策債の新規発行は行わず、借換等の発行も1.0兆円（▲0.8兆円）に抑制。また、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金も、償還計画額を上回る1.3兆円を償還し、財政健全化が大きく前進。

## ◆ 令和5年度地方財政計画

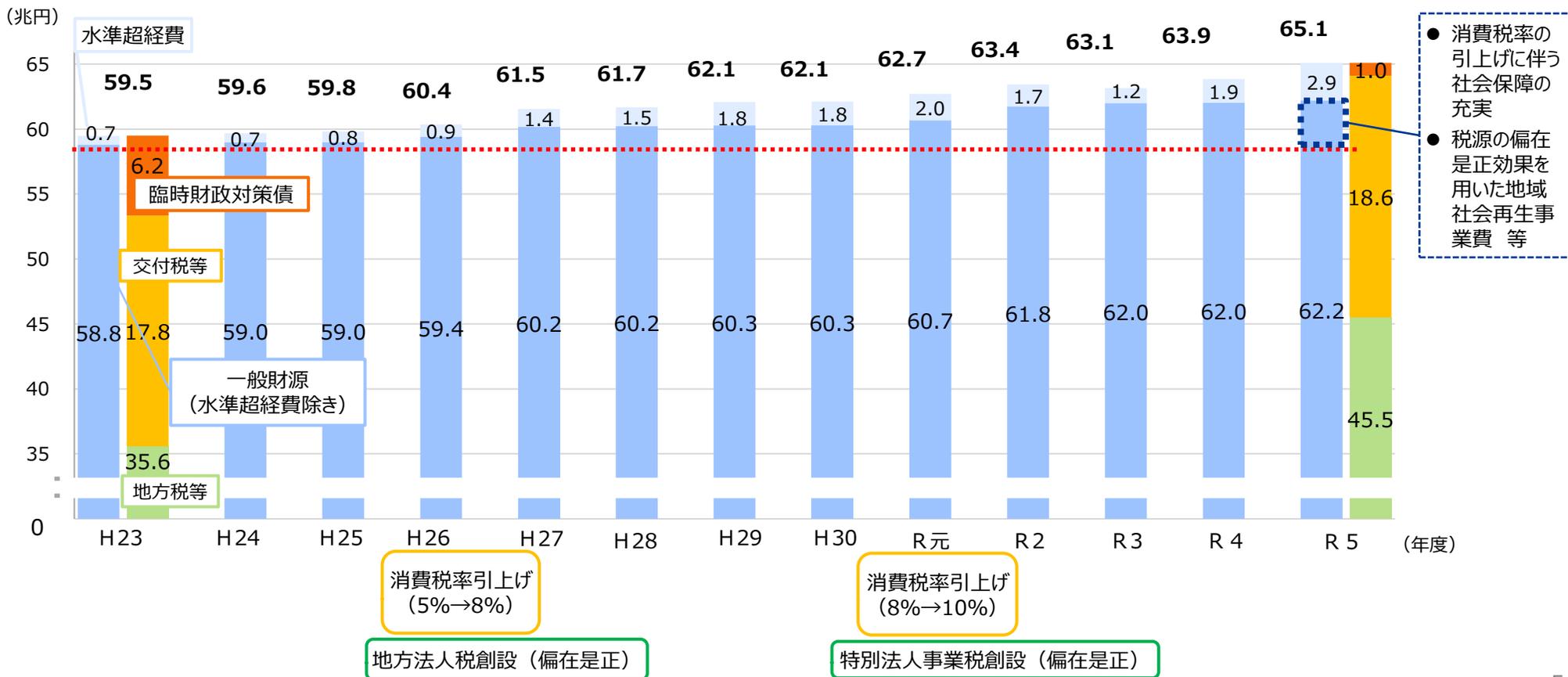


（注）上記では、説明の簡素化のため詳細については省略している。また、計数については四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合がある。

# 一般財源総額実質同水準ルール

- 「一般財源総額実質同水準ルール」は、地方の一般財源総額については、消費税率の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、実質的に同水準を維持するとするものであり、平成23年度以降、地方財政の健全化のための規律として堅持されてきたもの。
- 骨太2021においては、令和4年度から令和6年度までの間について、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされている。

## ◆ 地方一般財源総額の推移

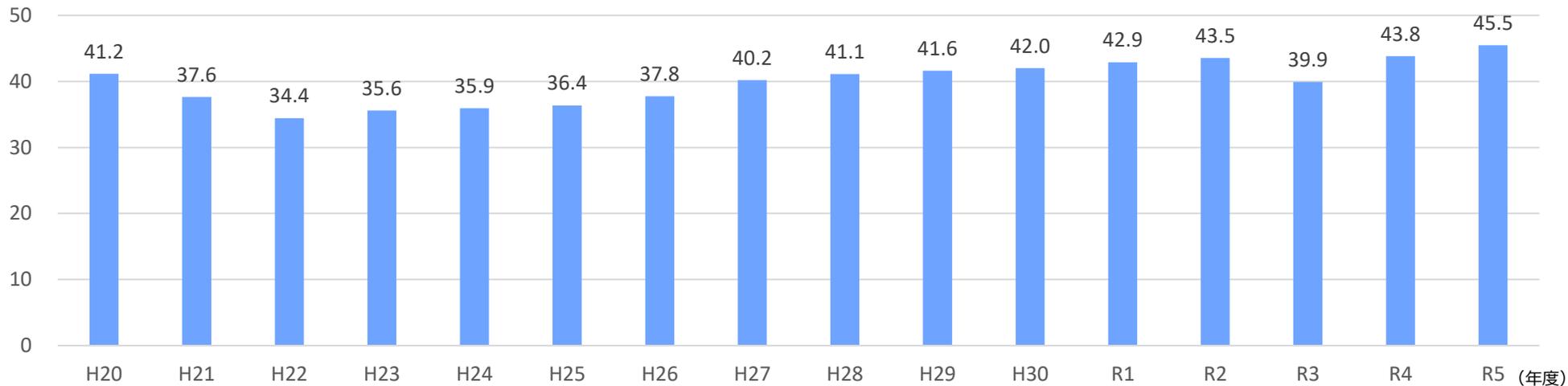


# 折半対象財源不足

- 地方税収等は、リーマンショック後に大きく落ち込んだが、平成22年度以降、ほぼ増収を続けている。
- 一般財源総額実質同水準ルールを堅持して地方財政が規律されている状況下において、国税法定率分と地方税収等の増収により折半対象財源不足は減少傾向にあり、近年は折半対象財源不足がほぼ存在しない状態が続いている。

## ◆ 地方税収等（計画ベース）の推移

(兆円)

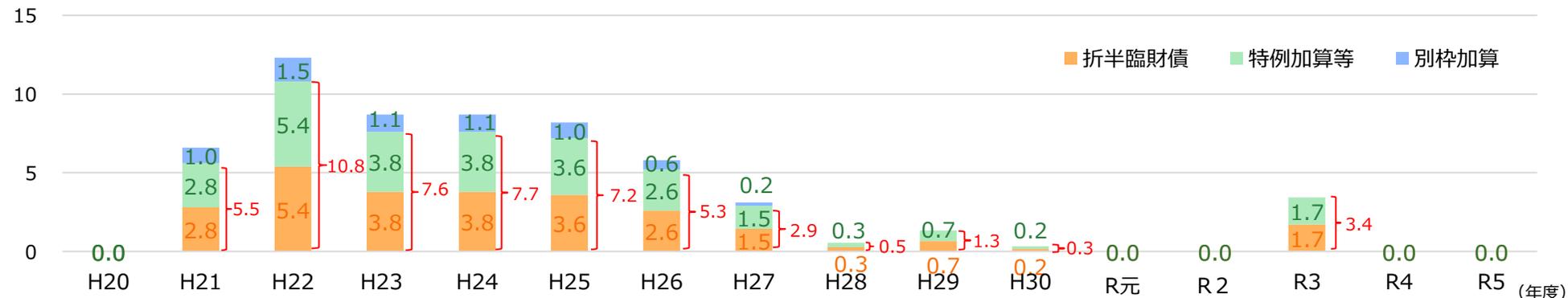


(注1) 令和2年度徴収猶予特例分を除く。

(注2) 地方税収等には地方譲与税を含む。

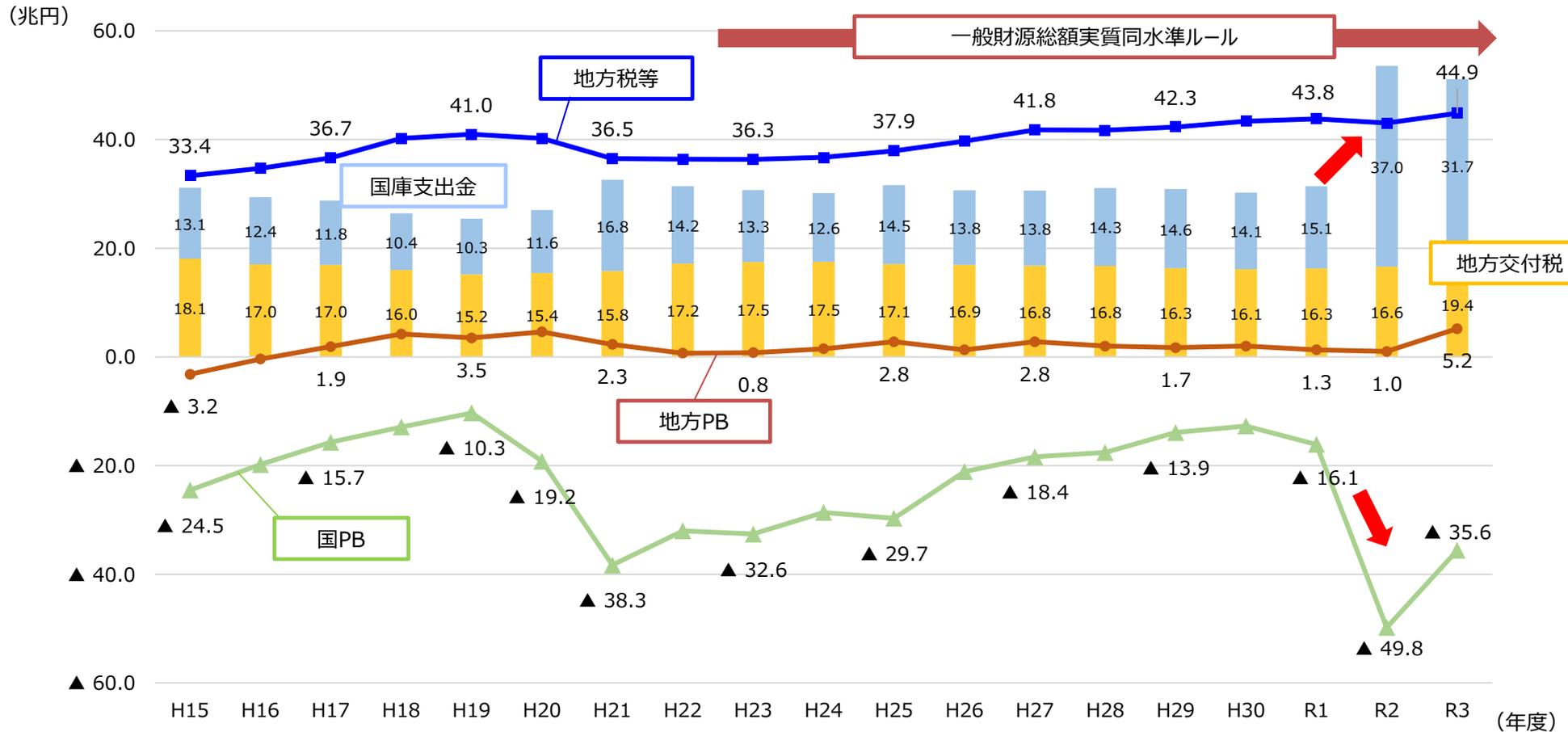
## ◆ 折半対象財源不足の推移

(兆円)



# 国から地方への財政移転と国・地方の財政状況

- 国の財政状況が悪化する中においても、リーマンショック後や東日本大震災時を含め、国から地方へ手厚い財政移転を実施してきた。このため、PB目標設定以降、国PBは十分に改善が進まない一方で、地方PBはほぼ一貫して黒字を維持。
- 新型コロナ対応においても、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金により、国から地方へ多額の財政移転を実施。このため、地方PBは黒字を確保してきた一方、国PBは大幅に悪化。



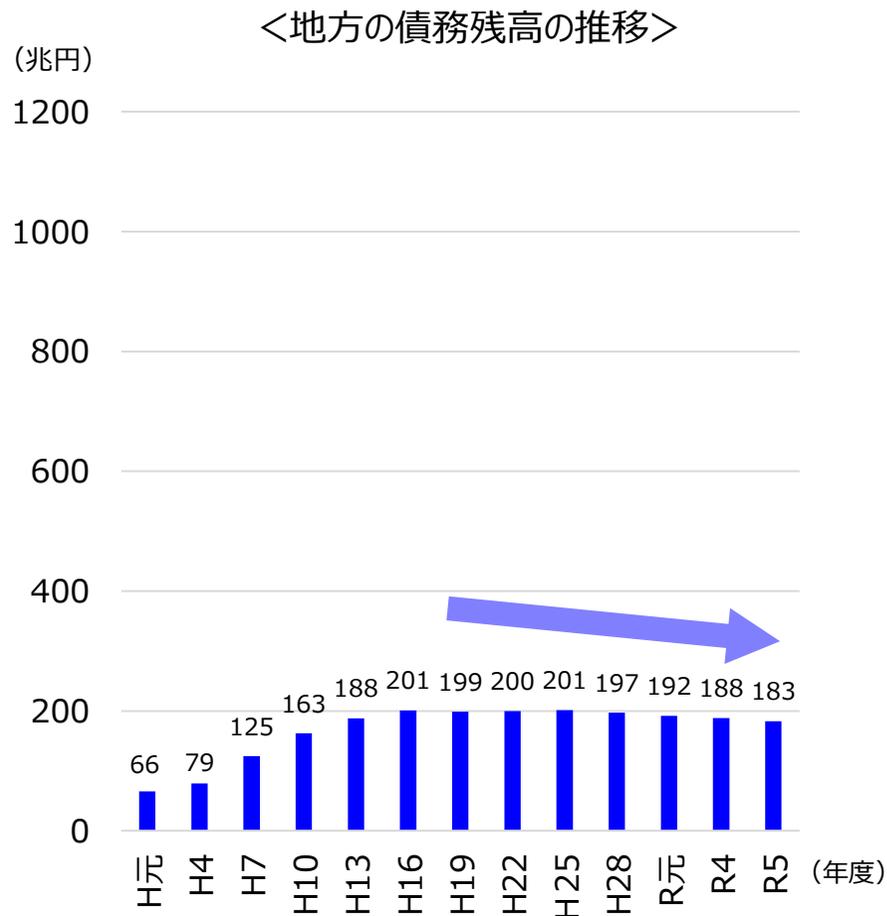
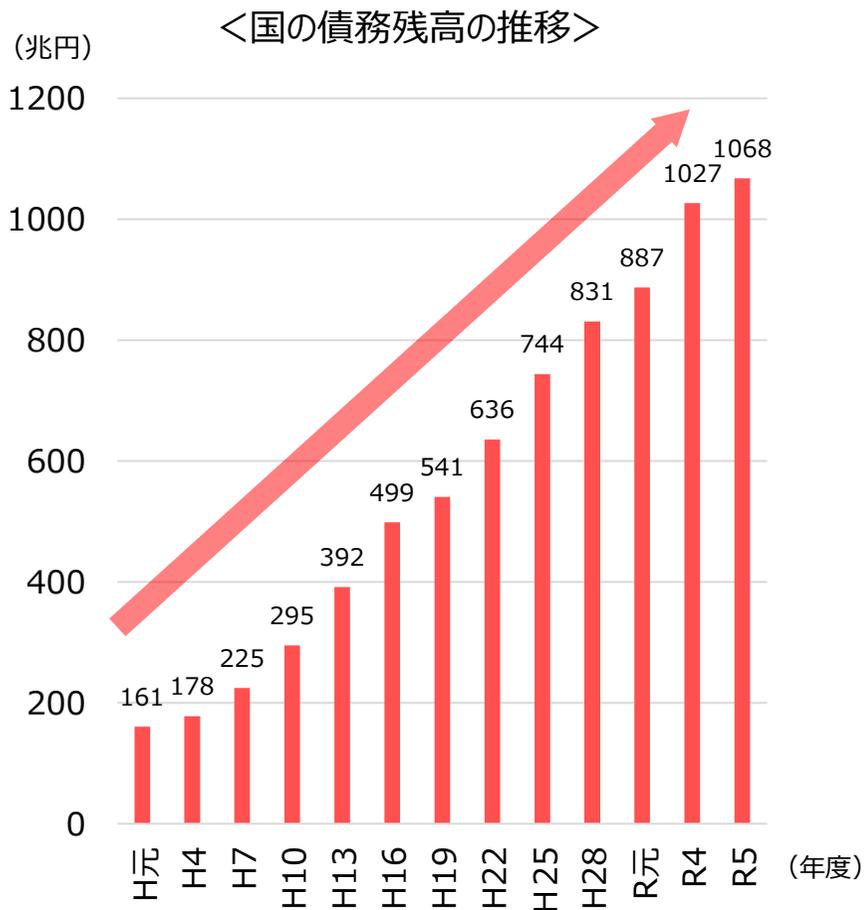
(出所) 国と地方のPBは「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年7月25日)より。

地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」より。

(注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等には地方譲与税を含む(超過課税、法定外税等を含む)。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を除いた決算額。

# 国と地方の債務残高の推移

- 普通国債残高は累増の一途を辿り、令和4年度末には遂に1,000兆円を超過し、今年度末には1,068兆円にのぼる見通し。他方、地方の債務残高は過去20年間ではほぼ横ばいで、近年は減少に転じつつある。



(出所) 「日本の財政関係資料」、「地方財政計画」、「地方財政の状況」、「最近20カ年間の各年度末の国債残高の推移」等

(注1) 普通国債残高は、令和4年度末までは実績、令和5年度末は政府案に基づく見込み。

(注2) 普通国債残高は、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度に発行した歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債及び年金特例公債を含む。

(注3) 地方の債務残高は、令和3年度までは決算ベース、令和4年度、5年度は地方財政計画等に基づく見込み。

## 1. 地方財政の現状

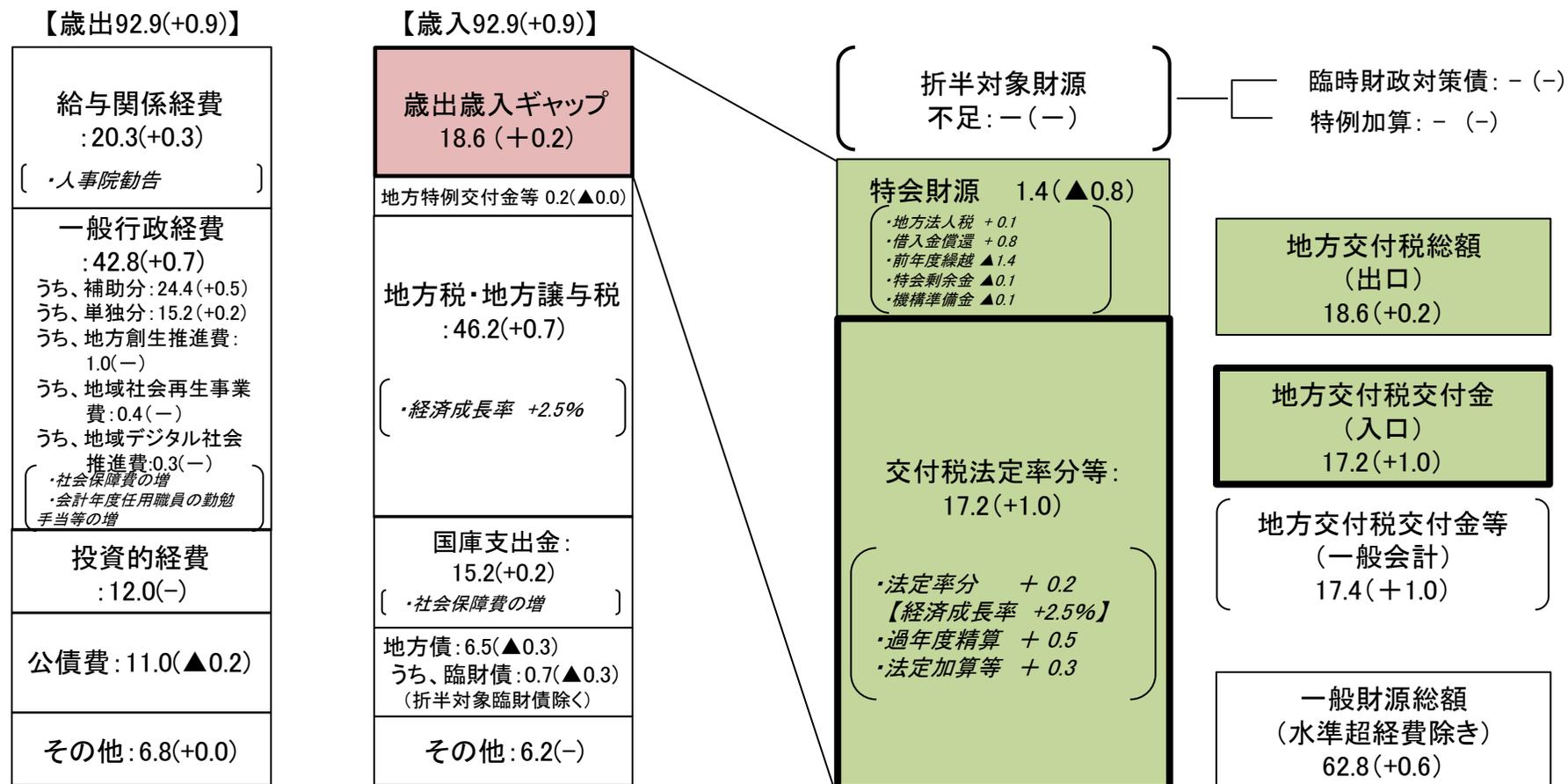
## 2. 地方財政の課題

- (1) 令和6年度総務省要求（仮試算）の概要
- (2) 自治体DXの推進
- (3) こども・子育て政策の強化と地方財政
- (4) 地方税収等の計上の適正化
- (5) ふるさと納税

# 令和6年度総務省要求（仮試算）の概要

- 令和6年度の総務省要求（仮試算）においては、①昨年度に引き続き折半対象財源不足は生じず、特例加算の要求はないものの、②給与関係経費や社会保障費の増加等により歳出総額を対前年度+0.9兆円増加、このため一般財源総額（水準超経費除き）を対前年度+0.6兆円増加させる内容となっている。
- 骨太2021において、「一般財源総額実質同水準ルール」を令和6年度においても適用することとされており、本ルールを着実に実施し、国と基調を合わせて、地方財政において歳出改革努力を行っていく必要。

令和6年度総務省要求（仮試算）の姿（単位：兆円、（カッコ書）は対前年度増減額）



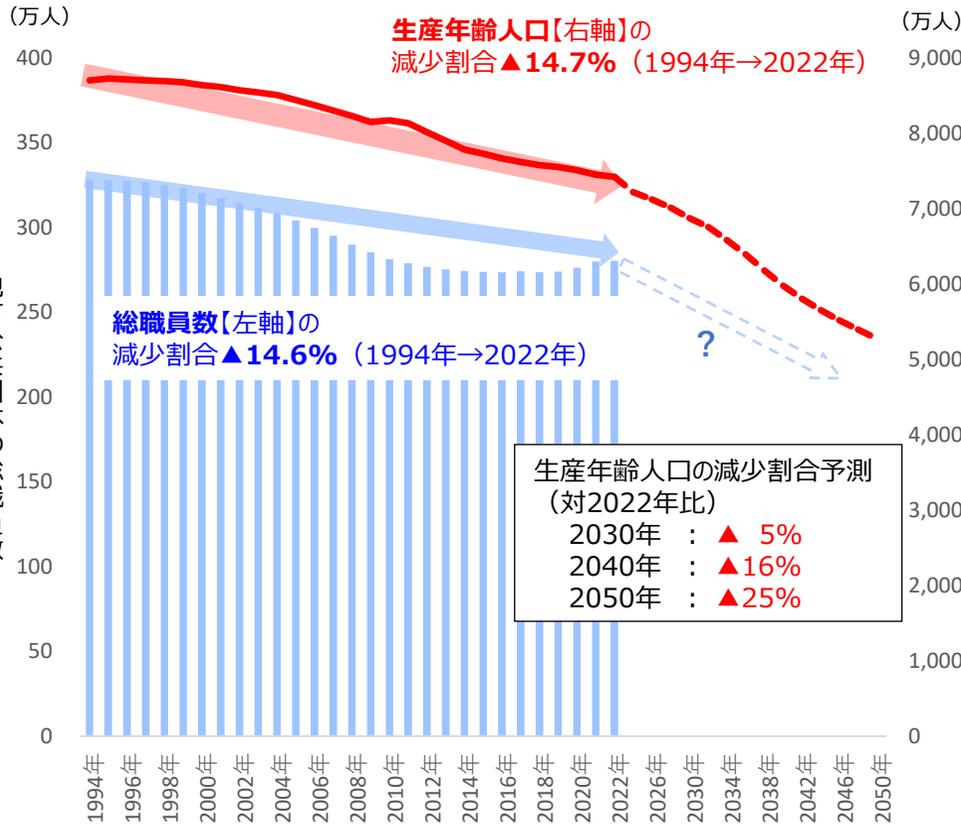
(出所) 総務省「令和6年度の地方財政の課題」より作成

(注) こども・子育て政策の強化に要する経費については、「こども未来戦略方針」等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

# 自治体DXの推進①

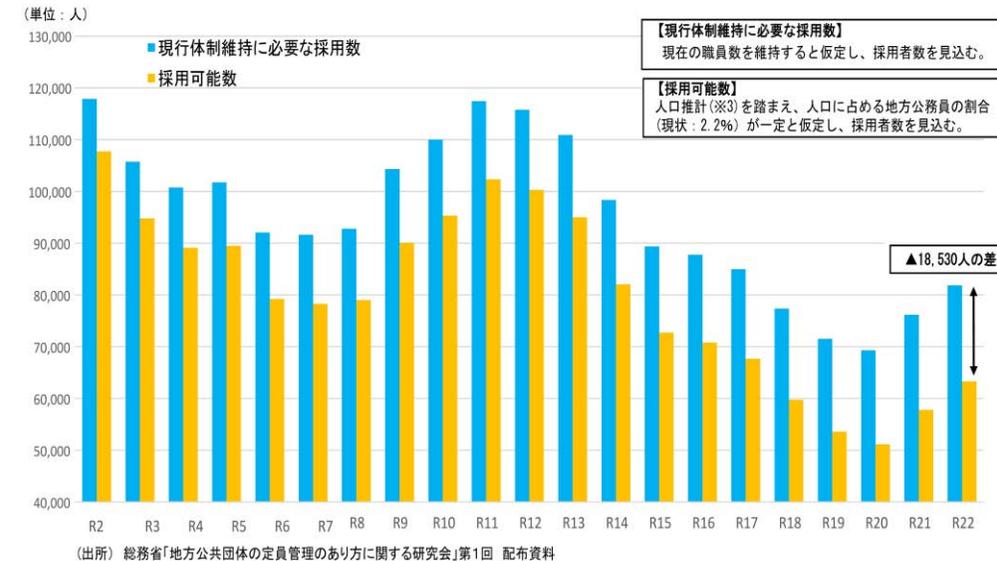
- 1994年以降約30年間で生産年齢人口が約15%減少し、地方公務員数も同程度で減少してきた。今後30年間で生産年齢人口は約25%減少する見込み。
- 今後、職員の採用は困難になる見通しもあり、民間委託や地域運営組織の活用、フロントヤード改革・バックヤード改革、サービス提供の広域化等により、より少ない公務員で行政ニーズを満たすべく、徹底した行政の合理化・効率化を図っていく必要。

## ◆地方公共団体の総職員数と生産年齢人口の推移



## ◆地方公務員の採用可能数の大まかな試算

総務省資料



## 自治体戦略2040構想研究会 第二次報告(抄) (平成30年7月)

自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには、AI(人工知能)やロボティクスによって処理することができる事務作業は全てAI・ロボティクスに任せ、職員は職員でなければならない業務に特化することが必要である。

…従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある。

(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計(長期時系列データ)」、「人口推計(各年10月1日現在人口)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」(出生中位・死亡中位仮定)をもとに作成

(注) 2022年度までは実績ベース、2023年度以降は将来推計をベースとしている。

# 自治体DXの推進②

- 自治体情報システムについては、令和7年度末までの基幹20業務システムの標準化・共通化に向けて約1,800億円が既に予算計上されているが、総務省は令和6年度要求でこの積増しを事項要求。これらの情報システム経費は年々累増しており、適切なチェックを行うための仕組みを検討する必要があるのではないか。
- 情報システムの標準化・共通化やマイナンバーカードを通じた自治体DXは、デジタルの力を活用した新たな時代の行政への転換を目指すための基盤となるもの。単なる情報システムの導入ではなく、業務負担の軽減や歳出コストの削減を確実に実施すべく、地方の現場における業務改革が必須。
- また、情報システムの標準化は各自治体で取り組むべき業務の効率化に資するものであり、その削減効果を定量的に推計し、地方財政計画にも反映していくべきではないか。

## 内閣総理大臣談話（令和5年9月13日）

「人口減少という国家的な問題に少子化対策とデジタル社会への変革を車の両輪として対応します。（中略）デジタルの力を活用し、地域においてきめ細かい行政サービスが提供できるようデジタル行財政改革を進めます。」

### ◆ 地方公共団体情報システム標準化基本方針

移行期間：「令和7年度（2025年度）までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指す」

情報システムの運用経費等：「平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指す」

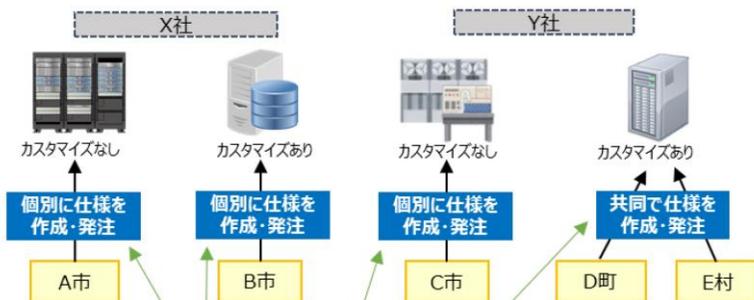
### ◆ これまで措置した主な情報システム経費（総務省予算）

施策の概要	措置額
自治体システム標準化関係経費（R2補、R3補）	1,825億円
マイナンバーカード・公的個人認証の海外継続利用・発行等に要する経費（R2、R2補、R3、R4、R4補）	466億円
マイナンバーカード等への氏名の振り仮名追加に係る整備に要する経費（R5）	200億円
マイナンバーカード所有者に係る転出証明書情報の事前通知に要する経費（R3、R3補、R4）	87億円

（注）措置額は累計。

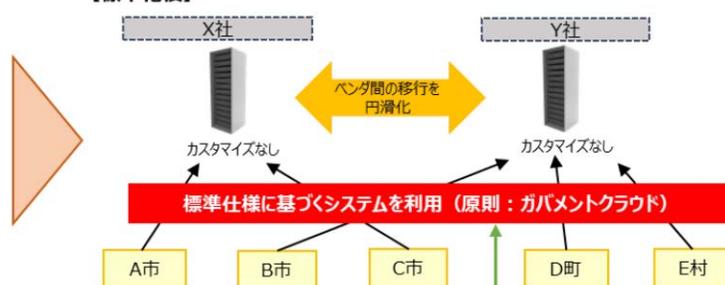
### 情報システムの標準化イメージ

#### 【標準化前】



新機能の追加は、システムごとに個別に判断

#### 【標準化後】

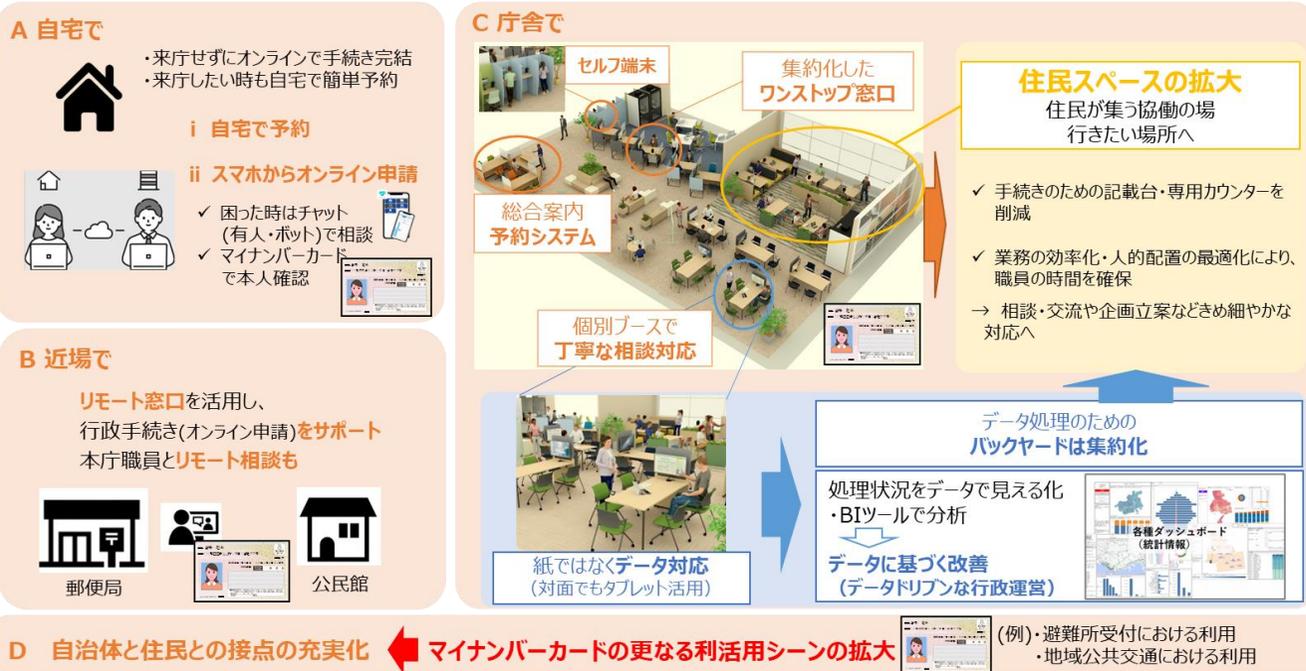


新機能を標準仕様に追加し、それに沿って開発 → 費用削減・迅速な普及

# 自治体DXの推進③

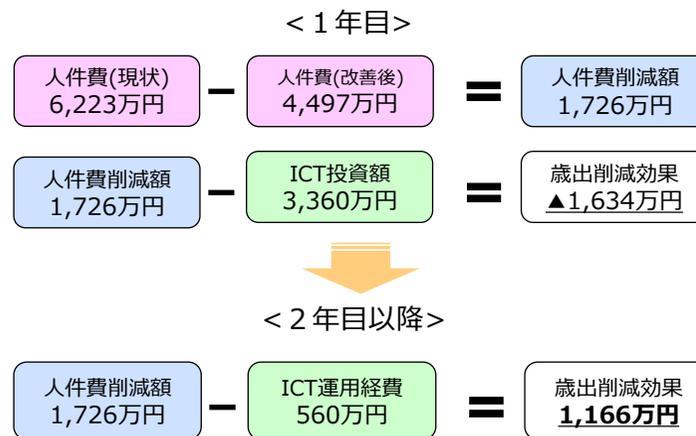
- 情報システムの標準化・共通化の整備やマイナンバーカードの普及の状況を踏まえれば、自治体DXを一部の自治体における実証実験にとどまらせることなく、先進事例の横展開を加速化し、AI・デジタルを徹底的に活用した行政への転換を進めるべきではないか。
- 住民との接点を持たないバックヤードについても、RPAの活用推進やデータ処理の集約化を行うほか、情報システムの導入についてはDMP（デジタル・マーケットプレイス）を含め、競争性・透明性が高い手法の導入に向けて検討を行うべきではないか。

## ◆ フロントヤード改革のイメージ



## ◆ 業務改革の試算例

A市における「書かない窓口」の実証段階で、以下の歳出削減等（2年目以降、1,166万円/年）の効果が試算され、3年目で投資額を回収できるとされている。



(出所) A市（平成31年2月）「業務改革プロジェクト報告書」  
(注) 実証は、ある一定の仮定をもとに行われている。

## ◆ 自治体と住民との接点の充実化 ← マイナンバーカードの更なる利活用シーンの拡大

(出所) 第14回デジタル田園都市国家構想実現会議（令和5年8月）総務省提出資料

## ◆ 自治体における取組の例

- 【B市】・・・本庁舎と出張所にテレビ会議システムを設置し、これまで本庁舎で対応していた相談業務を出張所から本庁舎の職員とオンラインで相談できるようにすることで利便性が向上。
- 【C市】・・・本庁舎・支所・出張所から離れた地域に住む方や、移動手段に困っている住民に、自治体職員が、本庁舎とオンラインでつなげた車両で出張し、行政サービスの提供、各種相談、地域のお困り事等の把握を行う。
- 【D市】・・・職員が住民と一緒に質問に答えながら、マイナンバーカードに記録されている4情報を読み取り、申請者に書類を書かせない、いわゆる「書かない窓口」を導入。

(出所) 総務省「地方公共団体における行政改革の取組（令和5年度公表版）」、「自治体DXの更なる推進に向けた総務省等の取組」

# こども・子育て政策の強化と地方財政①

- 「こども未来戦略方針」において、「加速化プラン」の財源については徹底した歳出改革等によって確保することとされており、加速化プランに記載されているこども・子育て政策の地方財源については、この中であわせて検討することとされている。
- こども・子育て政策については、地方自治体において既にさまざまな取組が行われており、加速化プランの実施に向けて関係を整理していく必要がある。

## 「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日) (抜粋)

### Ⅲ-2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保 (財源の基本骨格)

① 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。

歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築するとの観点から、歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う(注)。なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。

(注) こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源についてもこの中で併せて検討する。

### ◆ 地方単独事業(ソフト事業)の状況(こども・子育て政策関連事業の例)

政策	内容	金額(R3) (億円)
私立保育所 (地方単独事業分) 助成に要する経費	私立保育所・特別保育事業の運営費への助成を目的とした事業に要する経費(国基準への上乗せ又は主食費等の実費負担分への単独助成分)	2,334
子どもに対する現金給付 に要する経費	地方公共団体独自の子どもに対する現金給付	540
放課後児童健全育成事業費 (地方単独事業分)	地方公共団体が単独で実施する放課後児童クラブ、放課後子ども教室等の放課後児童対策事業に要した経費	430
子育て支援に要する経費 (地方単独事業分)	子育て力の強化(一時預かり、子育てボランティア(保育ママ)等の支援)や仕事と生活の調和(ワークライフバランス)の推進、児童家庭相談、私立子育て支援施設に対する助成、子育て支援情報の発信など、子育て支援に要した経費	320

### ◆ 「1歳未満の子育て世帯へ訪問支援 = A市」 (2023.3.15 時事通信社) (抜粋)

A市は、子育てに不安を抱える満1歳未満の子どもを持つ世帯などを対象に、訪問して家事や育児を支援する事業に乗り出す。子どもを持つ母親の産後うつなどを防止し、養育環境を整える。「ヤングケアラー」への訪問支援事業を含めて、2023年度に1500万円を充てる。

国からの補助の対象であるヤングケアラーだけでなく、市独自として妊婦や満1歳未満の子育て世帯を対象に加えたことが特徴。市のケースワーカーや保健師らの訪問によって、支援が必要と判断した世帯を対象とする。

# こども・子育て政策の強化と地方財政②

- 地方財政計画には、内訳や積算が明らかでない、いわゆる「枠計上経費」が多額の規模で存在しており、計上水準の必要性・適正性が不透明な状況。
- 地方創生推進費のうち人口減少等特別対策事業費は、「地方に安定した雇用を創出し新しい人の流れを作る」とともに「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」等のための財源として創設。今後のこども・子育て政策の地方財源を検討する上では、まずは導入後8年間の効果検証を行った上で、新規施策との関係を整理していくべき。

## 地方財政計画(令和5年度)

歳出 92.0兆円

給与関係費 19.9兆円
一般行政経費(補助等) 25.4兆円
一般行政経費(単独) 15.0兆円
デジタル田園都市国家構想事業 1.3兆円 (うち 地方創生推進費 1.0兆円 うち 地域デジタル社会推進費 0.25兆円)
地域社会再生事業費 0.4兆円
投資的経費(補助等) 5.7兆円
投資的経費(単独) 6.3兆円
公債費 11.3兆円
その他 6.8兆円

枠計上

### 【地方創生推進費】(H27~) ※R5年度に「まち・ひと・しごと創生事業費」から改称

○ 地方創生の深化に取り組むための経費として1.0兆円を計上。地域経済活性化に取り組むための財政需要を算定する「地域の元気創造事業費」(4,000億円)と、結婚・出産・子育ての充実や移住の促進等の人口減少対策等に取り組むための財政需要を算定する「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円)で構成。

○ 「人口減少等特別対策事業費」の算定にあたっては、人口を基本とした上で、人口増減率や年少者人口比率、出生率といった指標を補正係数として採用。

#### ① 地域の元気創造事業費：4,000億円程度(うち100億円程度は特別交付税)

行革努力分：2,000億円程度の指標	地域経済活性化分：1,900億円程度の指標
ラスパルス指数、経常的経費削減率、地方税徴収率、業務システムに対するクラウド導入率	第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数、若年者就業率、女性就業率、高齢者就業率、従業員数、事業所数、一人当たり県民所得(地方税収)

#### ② 人口減少等特別対策事業費：6,000億円程度

取組の必要度：3,200億円程度の指標	取組の成果：2,800億円程度の指標
人口増減率、転出入者人口比率、年少者人口比率、自然増減率、若年者就業率、女性就業率、有効求人倍率、一人当たり各産業の売上高	人口増減率、出生率、年少者人口比率、東京圏への転出入人口比率、転出入者人口比率、県内大学・短大進学者割合、新規学卒者の県内就職割合、若年者就業率、女性就業率

### 【地域デジタル社会推進費】(R3~)

○ 地方公共団体が地域のデジタル化を推進するための取組に要する経費として、2,500億円を計上。

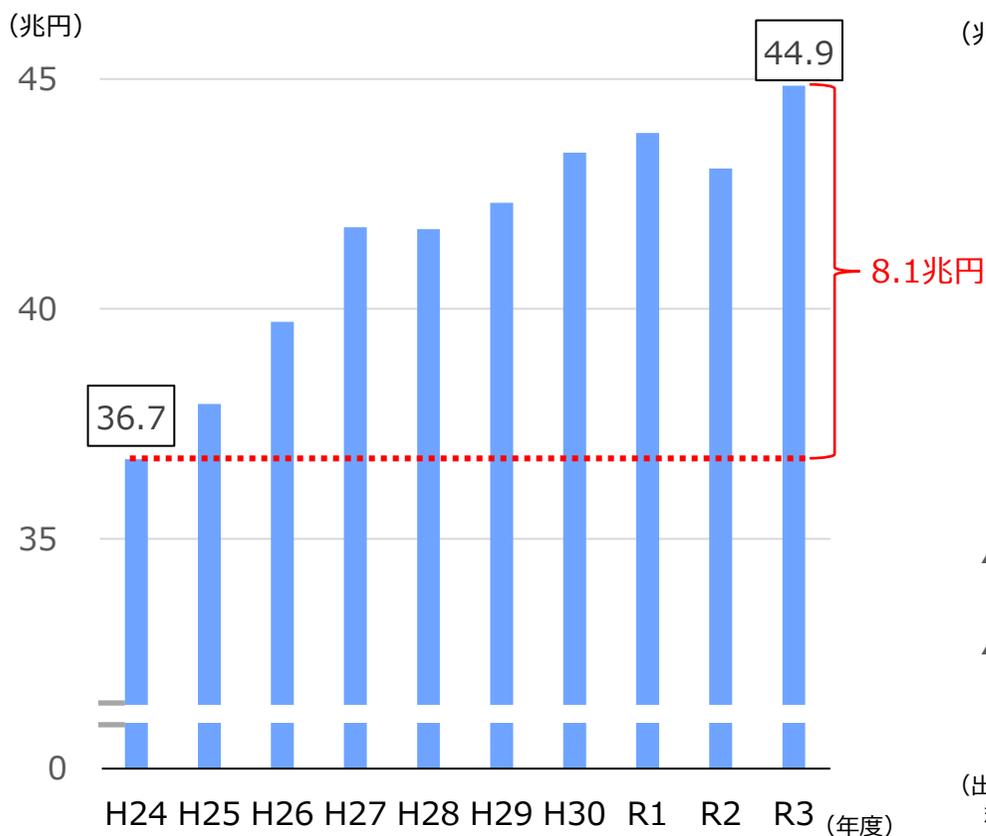
### 【地域社会再生事業費】(R2~)

○ 地方創生を推進する基盤ともなる「地域社会の持続可能性」を確保するための経費として4,200億円を計上。

# 地方税収等の計上の適正化①

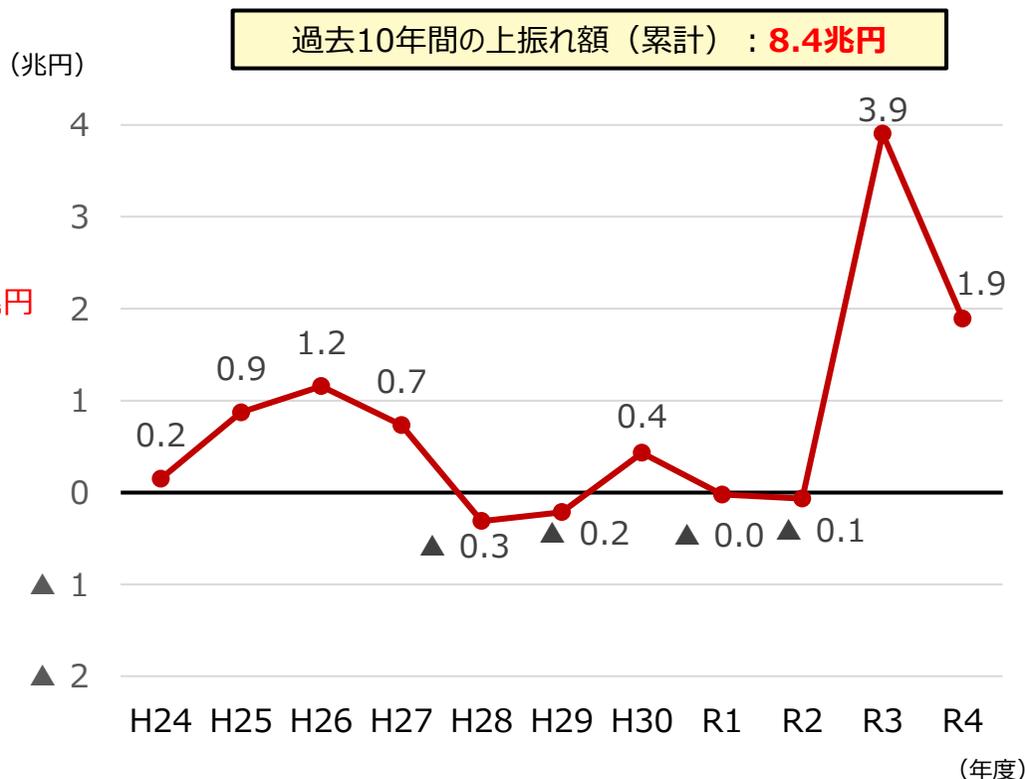
- 足元の地方税収等は44.9兆円（過去最高）であり、10年前と比較して約8兆円の増収。
- 地方税収等は、決算で計画よりも多額の上振れが生じているが（過去10年間で累計8.4兆円）、現行では地方税収の上振れ・下振れについて後年度の地方財政計画で精算されておらず、これまでの上振れ分は、基金の増加や地方財政計画で予定されていなかった標準的な行政経費を上回る歳出等に費消されている。

## ◆ 地方税収等の推移（決算ベース）



(出所) 総務省「地方財政状況調査」をもとに作成  
 (注) 地方税収等には地方譲与税を含む。

## ◆ 地方税収等に関する計画と決算の乖離額の推移

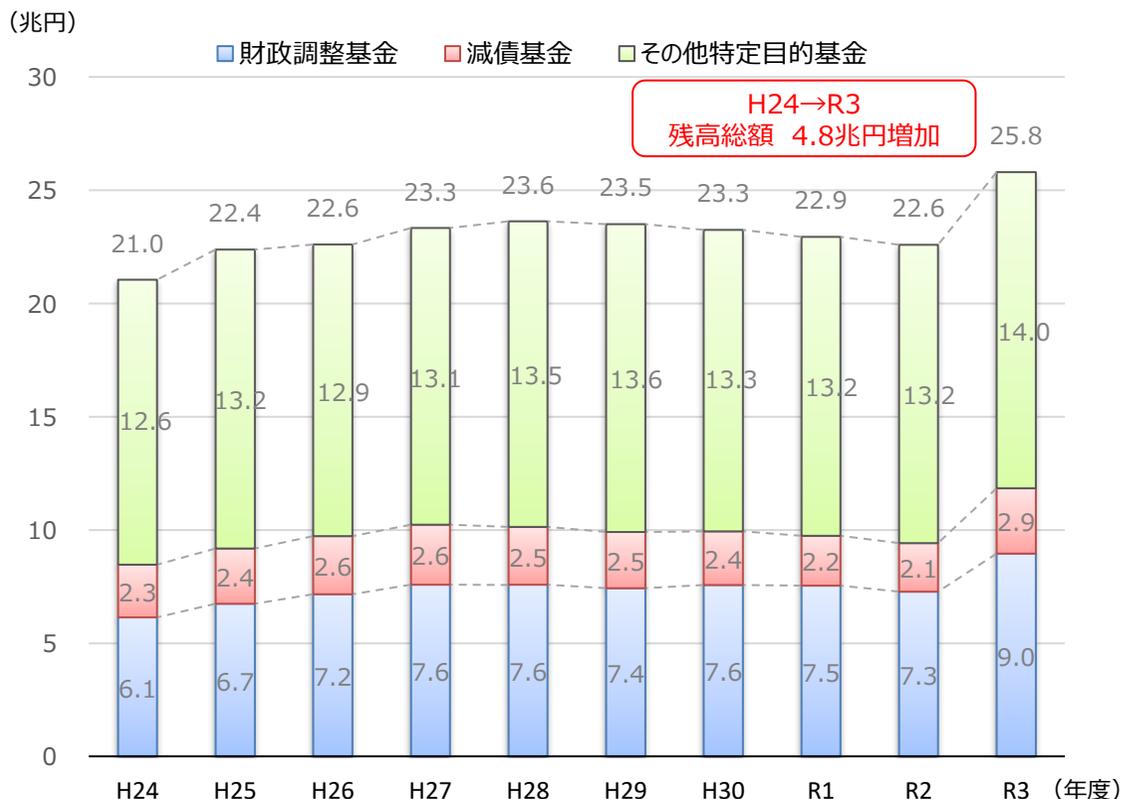


(出所) 地方財務協会「地方財政要覧」、総務省「地方税に関する参考計数資料」「令和4年度地方税収入決算見込額」「地方財政状況調査」、各年度の地方財政計画をもとに作成  
 (注1) 地方税収等には地方譲与税を含む。決算額は超過課税・法定外税といった計画外税収等を除いたもの。(注2) 令和2年度の計画額については地方債計画の修正(第3次)における減収補填債の計上分を反映したもの。(注3) 令和4年度は見込に基づく推計

# 地方税収等の計上の適正化②

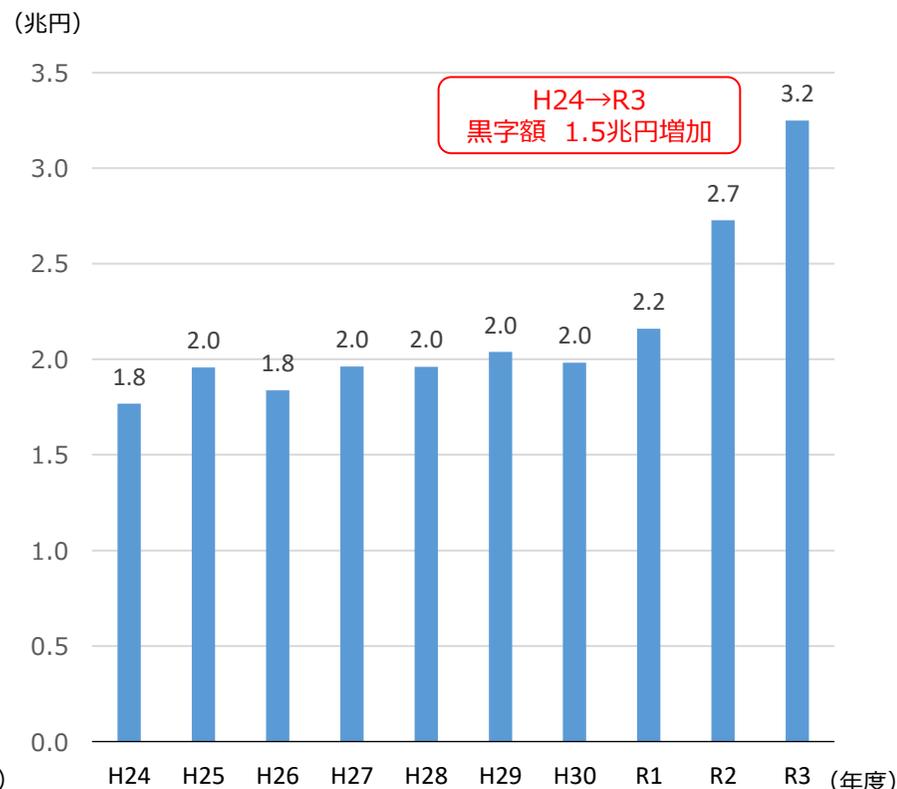
- 地方団体の決算は、地方税収等の上振れが生じることが多く、地方財政計画で予定されていた標準的な行政経費を上回る歳出を行ってもなお、毎年のように実質単年度収支が黒字となっている。
- 過去10年間で基金全体の残高は約4.8兆円増加し、基金に積み立てを行わない地方団体の手元流動性といえる実質収支の黒字額も、同期間の単年度黒字の累積により約1.5兆円増加。
- このような地方財政の状況を踏まえれば、当初の地方財政計画で予定されていなかった財政需要への対応については、国への支援を求めることなく、地方団体において追加財政需要、財政調整基金の取崩し等を活用して対応すべきではないか。

## ◆ 基金残高の推移



(出所) 総務省「地方財政状況調査」をもとに作成

## ◆ 実質収支の推移



(注) 実質収支とは、各年度の形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

# ふるさと納税①

- ふるさと納税制度は平成20年に導入され、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があるとの評価もされてきた。地方創生を推進するため、平成27年度改正においてワンストップ特例制度を含む制度拡充が図られている。
- この結果、直近では寄附金受入額が約 1 兆円、住民税控除額は約7,000億円となっている。
- 令和元年の制度改正により、返礼割合 3 割以下、募集総費用 5 割以下等と定められており、残りの約 5 割が地方自治体の実質的な歳入となっている。（注）令和 4 年度における寄附受入額に対する返礼品調達費用は27.8%、総費用は46.8%

(単位:億円)

寄附受入額及び受入件数の推移

(単位:万件)



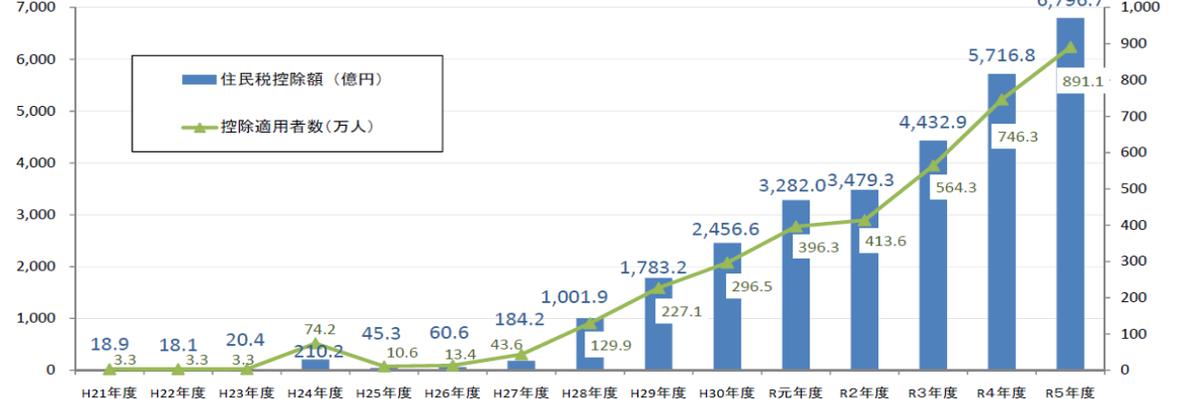
## ◎ ふるさと納税研究会報告書（平成19年10月）（抜粋）

「ふるさと納税」論議は、平成19年5月の総務大臣の問題提起から始まった。多くの国民が、地方のふるさとで生まれ、教育を受け、育ち、進学や就職を機に都会に出て、そこで納税をする。その結果、都会の地方団体は税収を得るが、彼らを育んだ「ふるさと」の地方団体には税収はない。そこで、**今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意志で、いくらでも納税できる制度があっても良いのではないか**、という問題提起である。

(単位:億円)

住民税控除額及び控除適用者数の推移

(単位:万人)



## ◎ 総務省ふるさと納税ポータルサイト（抜粋）

ふるさと納税による『地方創生』のさらなる推進をめざして  
(平成27年4月)

ふるさと納税は、**その活用により、地域社会の活性化や人口減少対策にも効果があると評価される等、様々な意義をもつ制度**です。

こうした点をさらに活かし、政府の最重点課題である「地方創生」を推進するため、平成27年度税制改正において、ふるさと納税制度の拡充が行われました。

## ふるさと納税②

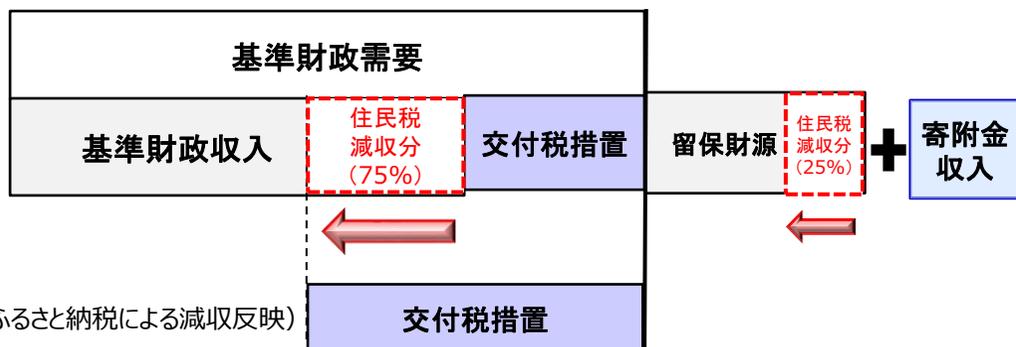
- ふるさと納税は、導入趣旨を踏まえれば、寄附金控除の仕組みを活用した住民税の納付先の付替えと考えられるが、地方財政計画や自治体会計においては住民税収の減少と寄附金収入として認識される。

(注) 地方財政計画においては寄附金収入として5割を計上。

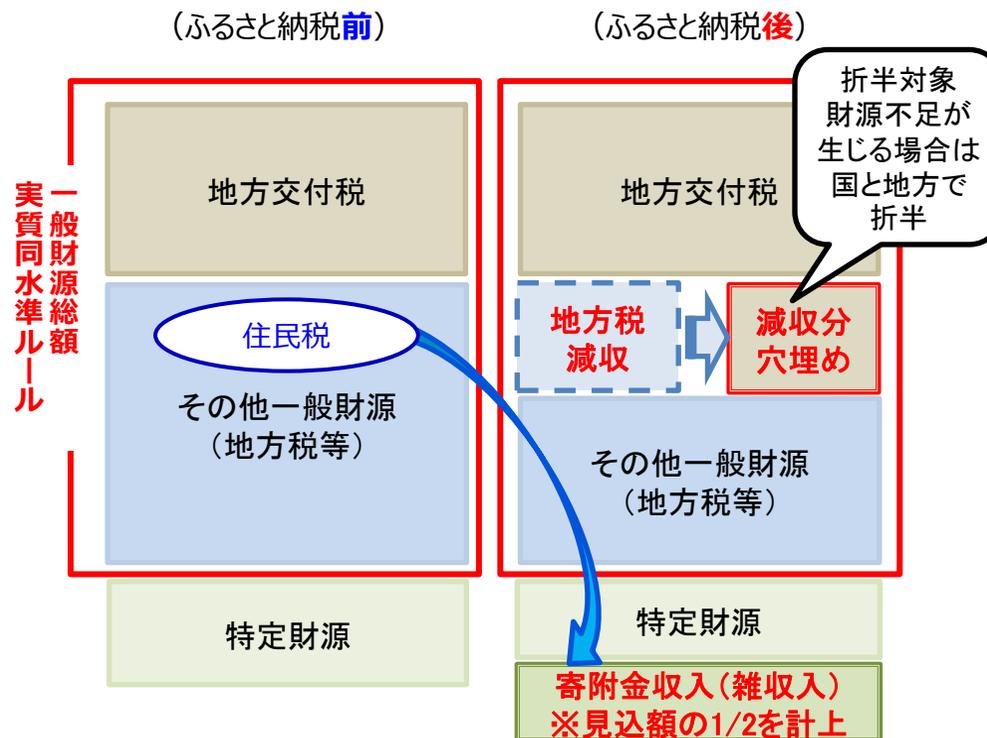
- 現状の取扱いでは、地方財政計画において、折半対象財源不足が発生する場合においては、一般財源総額を維持するために住民税減収分の1/2を国の特例加算で補填する必要。しかし、この取扱いでは、ふるさと納税額が増えれば増える程、国の特例加算が増えるという問題がある。
- ふるさと納税の導入趣旨や、寄附金総額が1兆円規模に上っている状況を踏まえ、地方財政におけるふるさと納税の計上のあり方を是正する必要があるのではないか。

### ◆ ミクロ（交付団体）での扱い

- ・ 地方税収等については、75%が基準財政収入に算入され、残りの25%が留保財源となる。
- ・ このため、ふるさと納税による減少分は、その75%が基準財政収入の減少分として反映されるが、交付税措置によって補填される。
- ・ 他方、ふるさと納税による寄附金収入は基準財政収入に反映されない。



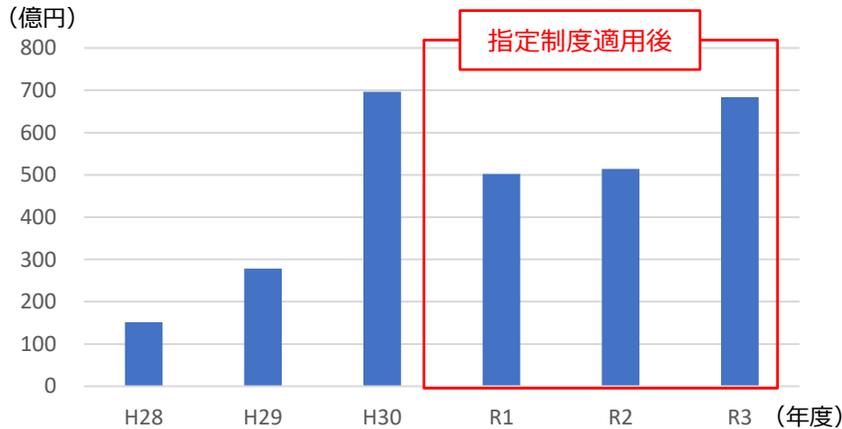
### ◆ マクロ（地方財政計画）での扱い



# ふるさと納税③

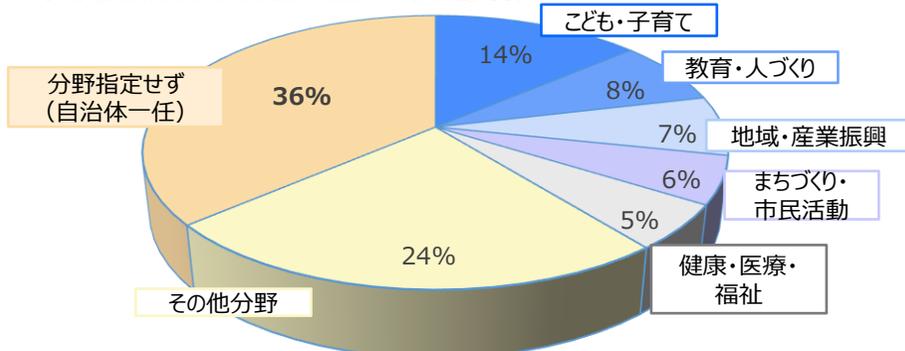
- ふるさと納税の用途については、「こども・子育て」「教育・人づくり」「地域・産業振興」等に活用されているが、分野を指定しない寄附の割合も約4割を占める。
- ふるさと納税制度導入後の寄附受入額上位団体の歳出については、児童福祉費や商工費の伸びが全国の水準を上回っている。
- ふるさと納税は制度の定着に伴い、受入額上位の自治体においては経常的な経費として活用されているケースもあることから、将来的には、ふるさと納税収入を一般財源として扱うことも検討すべきでないか。

## ◆上位5団体の寄附金収入額の推移



(出所) 総務省「ふるさと納税受入額の実績等」をもとに作成

## ◆ふるさと納税の用途の選択 (分野別)

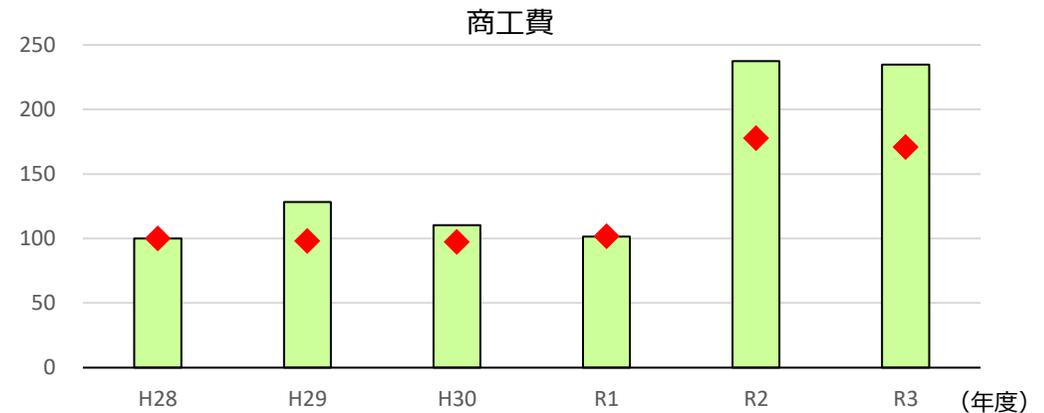
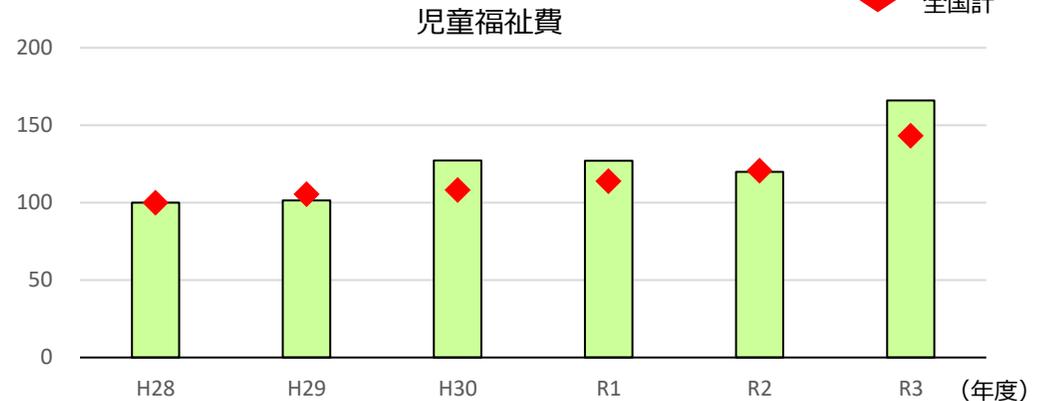


(出所) 総務省「令和5年度ふるさと納税に関する現況調査」をもとに作成

(注) 分野の重複あり。「その他分野」については、具体的なプロジェクトから、「ふるさと活性化」という包括的なものまで多様な分野を含んでいる。

## ◆上位5団体の歳出の伸び (※平成28年度を100とした場合)

■ 上位5団体の平均  
◆ 全国計



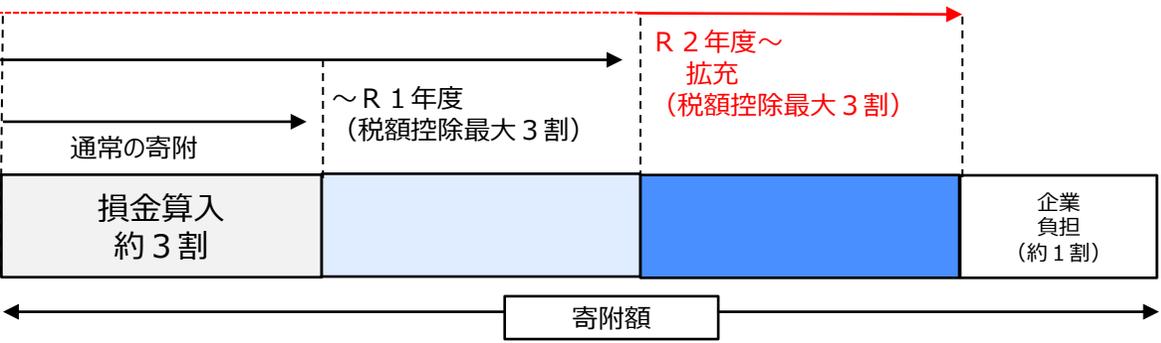
(出所) 総務省「地方財政状況調査」「ふるさと納税受入額の実績等」をもとに作成

(注) 上位5団体における各年度の指数については、自治体間の財政力を考慮し、5団体の指数の平均値を使用している。

# ふるさと納税④（企業版ふるさと納税）

- 平成28年度に企業版ふるさと納税が創設。令和2年度税制改正で税額控除割合を改正前の2倍に引き上げ、損金算入と合わせた税の軽減効果が最大9割に引き上げられたことから、寄附金額・件数ともに大きく増加。
- 住民税におけるふるさと納税と異なり、寄附を行う企業への経済的利益（返礼品等）の供与は認められておらず、寄附受入額は実質的にも全額が地方自治体の歳入となる。
- ただし、企業版ふるさと納税の寄附金収入は地方財政計画に計上されていない。寄附金収入の増加している現状を踏まえて、地方財政計画に計上すべき。

## ◆ 税額控除のイメージ



## ◆ 寄附総額と寄附件数の推移



## ◆ 企業版ふるさと納税を活用した事業の例

北海道大樹町	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大樹町や地元企業が出資して設立した運営会社とともに、ロケット発射場や滑走路を備えた宇宙港を整備する。スペースポートを中核に航空宇宙関連産業を集積させ、産業推進と地域活性化を図る。</li> <li>○寄附等を通じてつながりをもった80近い企業等をサポーターとして組織し、定期的にプロジェクトの進捗を報告するなど、継続的な関係を構築。町内の宇宙関連産業に若者が就職・移住することで、人口減に歯止めがかかり始めている。</li> </ul>
事業への寄附実績	9.1億円 (R4年12月までの累計)

徳島県神山町	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年4月開校予定の高専の設立を支援。高専では、ソフトウェアやAIなどのテクノロジー、デザイン、起業家精神を学べるほか、寄附を活用して奨学金制度を整備することで、一期生の授業料無償化を実現。</li> <li>○学校設立により5年間で200人の学生及び20人程度の教職員が転入する見込みであり、町が掲げるKPI達成に大きく寄与。</li> </ul>
事業への寄附実績	12.3億円 (R4年12月までの累計)

(出所) 令和4年度「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）大臣表彰」受賞者取組概要